

売却品引取作業仕様書

2022年 8月15日

中国電力株式会社
島根原子力発電所

第1項 見積要領

1. 作業目的

当社が売却する不良品・不用品の引取作業を行う。

2. 作業範囲

当社が売却する不良品・不用品の、当社の保管場所での積み込みから、貴社の荷卸し場所の全ての作業。

(詳細は第3項「売却品明細および売却条件書」を参照する。)

3. 作業日(引取日)

2022年9月30日までに引取る。

4. 作業場所

島根県松江市鹿島町片匂654-1

中国電力株式会社島根原子力発電所構内 免震重要棟前

5. 見積書の提出

(1) 見積者は「第3項売却品明細および売却条件書」「現場説明事項」に基づき見積書を、当社の契約箇所に提出する。

(2) 本仕様書に明示されていない事項や不明な点があれば、現場説明の際に確認し、見積者が必要と認めたもの、または見積者にて良案があればその理由を記載して見積る。

なお当社の指定する日時に現場説明を行なうので、見積者は必ず出席する。

6. 所有権移転・保証事項

不用品等売買基本契約書の定めるところによる。

7. その他

本作業に於いて準用する共通仕様書は以下のとおり。

- ・ 工事管理仕様書 (第7.2次改正)
- ・ 島根原子力発電所出入管理仕様書 (第7.1次改正)

8. 担当連絡先

仕様書で不明な点等あれば、以下の担当者まで連絡し、確認する。

- ・ 担当 : 島根原子力発電所 総務課(資材) 担当氏名 中島 夕貴
- ・ 電話番号 : 050-8203-6950
- ・ E-mail : 724602@pnet.energia.co.jp

第2項 一 般 事 項

引取作業の施工管理全般については、当社の「工事管理仕様書」を「工事」の表記を「作業」に読み替えたうえで準用する。以下に要点を示す。

1. 作業体制

- (1) 貴社は経験のある作業員を必要員数配置し、工事を安全かつ確実に実施する。
また、協力会社を含めた作業管理体制を明確にし、当社に届出る。
- (2) 貴社は、氏名、年令、職種、経験年数、当所経験年数、所属会社名等を記載した作業員名簿を提出する。

2. 協力会社の選定届出

貴社が協力会社を選定する場合は、その選定に際し必要に応じて（解説1参照）管理・品質保証体制、技術的能力（製品の製造実績、技術者の配置状況、免許、資格等）等を勘案し安全確実な工事遂行能力を有する協力会社を選定するとともに、選定結果を遅滞なく「協力会社リスト」（工事管理仕様書 施工前準備004_様式-1）により当社に届出る。

なお、協力会社が更に協力会社を選定する場合には、必要に応じ（解説2参照）協力会社が同様の確認を行うことを貴社は確認する。

3. 作業員の教育

貴社は、作業のために必要な実務教育を作業員に対して実施する。

4. 安全確保

- (1) 作業中の安全対策については、当社の「工事管理仕様書」に定める事項を基準として、安全作業に努める。
- (2) 作業開始に先だって、当社と安全に関する打合せを必ず行う。
また、打合せ時と異なる内容で作業を行おうとする場合は、必ず事前に当社の承認を受ける。

5. 工具管理

- (1) 作業に係わる工具管理は、貴社の責任により実施する。
- (2) 電気工具に関しては、当社の「工事管理仕様書」の「共通事項（施工管理）010_工事用電力の使用」を遵守する。

6. 損害補償

貴社は、工事施工中に当社機器類に損害を与えないよう注意する。万一機械器具、配線その他の諸設備を損傷する等、当社に損害を与えた場合、貴社は当社が指定する期日までに無償で取替または修理を完了する。

7. 作業用機材、資材の輸送

貴社は、重要機器、大型機器、重量物等の輸送に当たっては、梱包、荷姿、輸送ルート、輸送スケジュール等必要事項を記載した輸送計画書を事前に当社に提出する。

8. 発電所への出入について

貴社は発電所への出入りに関しては、当社の「出入管理仕様書」記載事項を遵守する。

また、発電所構内の駐車スペースは、限られているので構内駐車車輛は、作業上必要と認められる車輛のみとする。

大型車両により発電所構内に入構する場合は、当社の担当者へ連絡し時間調整をする。なお、車両進入にあたっては、添付「島根原子力発電所大型車両進入ルート案内図」の通行ルールを順守する。

9. 原子力安全文化を醸成するための活動

- (1) 原子炉施設の品質を確保するため、本仕様書および適用する共通仕様書において要求する事項を遵守する。
- (2) 当社が実施する原子力安全文化醸成活動について貴社の参画または協力を求めた場合は、可能な範囲でこれに協力する。

10. 原子力規制委員会の職員による対応

- (1) 当社が調達先の工場等へ立入る際に、原子力規制委員会の職員が同行することがあるため、これに協力すること。
- (2) 原子力規制委員会の職員が原子力規制検査のために貴社に対してインタビューすることがあるため、その際に協力すること。

11. その他事項

当社が示す新型コロナウイルス感染防止策を実行する。具体的内容は作業の都度示す。

貴社は作業期間中疑義を生じた場合、すみやかに当社へ連絡し協議の上その決定に基づき作業する。

12. 提出書類

貴社は「提出書類一覧表」に示す書類を当社へ提出する。

解 説

解説1 「必要に応じて」とは、以下に該当する場合をいう。

- a. 新たに採用する場合
- b. 新規開発材料を採用する場合
- c. 新規設計を採用する場合
- d. 過去に大きなトラブルを発生させた場合
- e. その他当社が必要と認める場合

解説2 「必要に応じ」とは、安全上重要なものではない場合、あるいは協力会社および外注先が選定した協力会社および外注先の品質保証状況を自ら管理する場合を除く。

提出書類一覧表

提出書類		提出期限	要否	部数	備考
1	作業員名簿	作業日1日前まで	要	1	
2	計量票	計量後速やかに	要	2	概算数量の場合
3	計量時の荷姿の写真	計量後速やかに	要	1	概算数量の場合
4	その他当社が要求する書類	その都度	要	—	別途指示

第3項 売却品明細および売却条件書

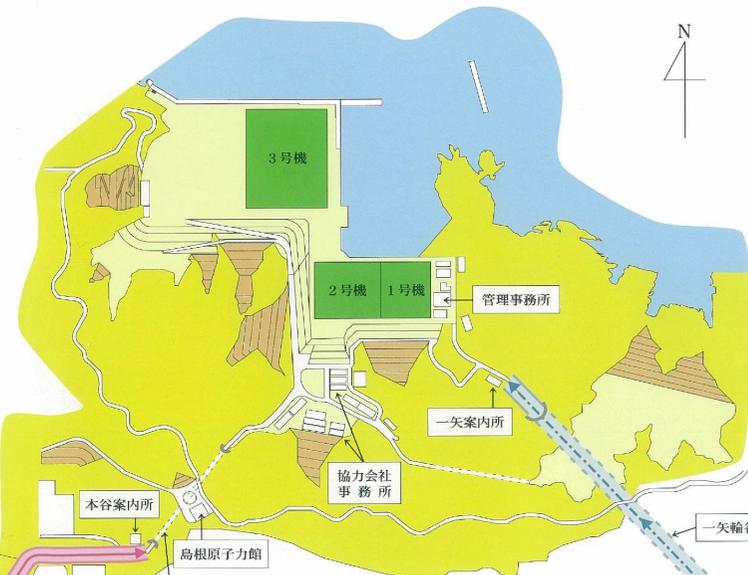
1. 売却品明細

「見積依頼書」「売却品素材明細表」のとおり。

2. 売却条件

- (1) 搬出用車両、クレーン等については、売却先での手配とする。
- (2) 作業時にはJIS T 8147またはANSI Z87.1の合格品の保護メガネを着用する。
- (3) 中古機器として「転売可」とする。
ただし、転売先（使用者）、使用目的を明記すること。

島根原子力発電所大型車両進入ルート案内図



1. 定検関係車両
2. 3号機関係車両
3. 津波対策関係車両
進入ルート

**制限速度
40km厳守!!**

急勾配の上り坂。近隣住宅あり。
大型車輛通行時、エンジン音に留意。
(過度にエンジンをふかさない)

- ・案内看板あり
- 島根原子力館
Shimane Nuclear Power Exhibition Hall
- 深田運動公園
Fukada Sports Park
- 原子力発電所(深田入口)
Shimane Nuclear Power Station

・案内看板あり
600m
直進
優先
右折

進入禁止
600m
松江市鹿島支所

**制限速度
40km厳守!!**

1. 定検関係車両
2. 3号機関係車両
3. 津波対策関係車両
進入ルート

- ・案内看板あり
- 島根原子力館
Shimane Nuclear Power Exhibition Hall
- 深田運動公園
Fukada Sports Park
- 原子力発電所(一矢入口)
Shimane Nuclear Power Station

・案内看板あり
島根原子力館(深田公園)
Shimane Nuclear Power Hall 3km
島根原子力発電所
Shimane Nuclear Power Station 2km



島根原子力発電所周辺道路の通行ルールについて

1. 学童・高齢者等の保護
2. 地元車両の優先
○『「お待ちします」・「お譲りします」運転』の徹底
3. 法定速度等の遵守
○深田道路、一矢道路は、制限速度40km厳守
○町内の県道における大型車両の走行について
・名分(ポプラ～七日市交差点間)→制限速度30km厳守
・宮内(佐太橋～中電プラント寮前)→制限速度20km厳守
4. 泥等による道路汚損の禁止
5. 大型車両における深夜・通勤ラッシュ時間帯の通行禁止の厳守
(1) 22:30～ 6:00(全日)
(2) 7:30～ 9:00(日曜日、祝日を除く)
(3) 17:00～ 18:00(土・日曜日、祝日を除く)
6. 鹿島町内、松江市内での時間調整のための駐停車禁止(待機場所なし)
※コンビニ、スーパー等での同様の駐停車禁止
7. 町内の農道通行はしない
8. トンネル内走行時の前照灯点灯

大型車両の発電所進入方法

1. 定検関係：深田ルートから進入してください。
2. 3号機関係：深田ルートから進入してください。
3. 津波対策関係：深田ルートから進入してください。

(← 実線を進んで下さい。)

4. 上記以外：一矢ルートから進入してください。

(← 破線を進んで下さい。)